

平成23年度
文部科学白書
(骨子)

平成24年6月

文 部 科 学 省

第1節 震災による被害の概況

◆ 主な人的被害

- ・ 学校等における人的被害(H24.5.31現在)
死亡者:654名(うち幼児・児童・生徒・学生は616名)、行方不明者:79名(同71名)、
負傷者:262名(同195名)
- ・ 震災前とは別の学校で受け入れた幼児児童生徒数:25,751名(H23.9.1現在 国公立計)
(うち岩手・宮城・福島3県から県域を越えて受け入れた数:3県計13,933名)

◆ 主な物的被害

- ・ 被害を受けた国公立学校施設:7,988施設(H24.5.31現在)
- ・ 社会教育・体育・文化施設等:3,397施設、国指定等文化財:744件、研究施設等:21施設

第2節 震災発生時の緊急対応—子ども・被災者の命を守る

子どもの安全確保や学校における被災者の受け入れ、国内外からの幅広い支援の広がりによる、震災発生後の緊急対応の展開

地震発生直後の対応

- ◆ 徹底した津波防災教育により、子ども自身が危険を判断し、自主的に避難した地域もあった。一方、津波被害が想定されなかった地域では、避難が遅れた例も。
- ◆ 多くの学校施設が避難所として利用された。(ピーク時には600校以上)。

国内外からの支援

◆ 緊急的な医療支援

全国の大学病院から、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣し、被災地の医療を支援。



◆ 被災地のニーズと支援のマッチングを図る取組

文部科学省HP上に「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」を開設・運営。
(平成23年度中に2,000件以上のマッチング成立)



◆ 被災者等の受入れ

国立青少年教育施設や国公立の大学等において、被災者等に宿泊施設を提供。

◆ ボランティアやNPOによる支援

全国の子どもたちが、募金活動や、支援物資の募集など、ボランティア活動を実施。被災地での教育支援など、多くのNPOも活動。

◆ 東日本大震災特別弔慰金の創設

◆ 科学技術の活用による支援

- ・ 陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)による被災地の緊急観測を行い、画像情報を提供。
- ・ 超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)、技術試験衛星「きく8号」(ETS-VIII)による衛星通信回線を被災地に提供。

◆ 海外からの支援

世界各国から、お見舞いの手紙や贈り物、海外留学のための奨学金などの支援。



第3節 復旧のための取組—学びの場を確保する

就学機会の確保、学校施設の復旧、被災児童生徒等の心のケアなど、子どもたちの教育活動を再開し子どもたちの学びの場を確保するための復旧の取組

就学機会の確保

- ◆ 被災した児童生徒等の学校への受入れや、教科書の給与について弾力的に取り扱うよう、各教育委員会等に要請・周知し、子どもたちの就学機会を確保。

学校施設の復旧

- ◆ 被害を受けた学校施設を復旧させるため、学校施設災害復旧事業を実施し、できる限り速やかな学校教育の再開を推進。
(平成23年度中に、公立学校:約7割、私立学校:約9割の復旧が完了)
- ◆ 空間線量毎時1 μ シーベルト以上の学校について、校庭等の土壌処理(除染)を支援。
(平成23年度中に、警戒区域等外の約400校全てで土壌処理が完了)



児童生徒等の心のケアや学習支援

- ◆ スクールカウンセラー等の緊急派遣や、教職員定数の加配措置を行い、子どもたちの心のケアやきめ細かな学習支援に対応。
- ◆ 子どもたちを励まし、元気づけるため、被災地にアスリートや芸術家を派遣する取組を推進。
- ◆ 福島県をはじめとする被災地の子どもたちの心身の健全育成及びリフレッシュのため、自然体験活動等を行う「リフレッシュ・キャンプ」を実施。



(C)AGC

就学のための経済的支援等

- ◆ 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の創設により、東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒等に、緊急的な就学支援等を実施。
(就学援助、奨学金、授業料等減免など)
- ◆ 大学生等に対する緊急採用奨学金(無利子)や、授業料等減免を拡充。

大学等の教育研究機能の復旧

- ◆ 大学等の施設設備の復旧に加え、耐震補強等を支援し、教育研究環境を改善。

社会教育施設・体育施設・文化施設の復旧、文化財の復旧

- ◆ 被害を受けた社会教育施設等、国指定等文化財を復旧させるため、災害復旧事業を実施。



第4節 復興に向けた取組—学校からのまちづくり

地域コミュニティの拠点である学校を核としたまちづくりや、大学等の知見を活用した地域の再生、防災対策の徹底などにより創造的復興を推進

学校からのまちづくり

◆ 地域コミュニティの拠点である学校を核としたまちづくり

各地に分散避難している住民が学校周辺に戻ることが可能とし、地域の絆・コミュニティが復活し、被災地全体の復興につながるよう、「学校からのまちづくり」を推進。

<学校施設の整備の視点・方策>

- ・耐震化等による安全の確保
- ・防災拠点としての機能強化
- ・太陽光パネルの設置等のエコ対策
- ・社会教育施設等との複合化

◆ 被災地の復興課題に応じた学びを通じた地域の絆の強化

- ・ 学びを媒介としたコミュニケーションの活性化、地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を推進。
- ・ 自治体・大学・NPO等による多様な復興教育の取組を支援。

◆ 復旧・復興の即戦力となる専門人材の育成支援

学校の再生

東日本大震災の被害からの復旧 + 地域コミュニティの拠点としての学校施設の再生



学校の復興が被災地の復興をけん引

地域の再生

大学や研究所等を活用した地域の再生

◆ 被災地の大学が持つ知的資源を集約した、地域復興の推進拠点の整備

ボランティアの組織的実施、地域のくらし・産業を支える取組を支援し、被災地の復興に貢献。

◆ 東北マリンサイエンス拠点の形成

東北沖の海洋生態系調査研究や、新産業創成につながる技術開発を実施し、漁場の回復や沿岸地域の産業の復興に貢献。

◆ 東北メディカル・メガバンク計画

ゲノムコホート研究の実施を通じた個別化医療の実現や、創薬研究の実施により、地域医療の復旧・復興、次世代医療体制を構築。

◆ 産学官連携による東北発科学技術イノベーション創出プロジェクト

全国の大学等の革新技术を被災地企業と結びつけ、研究成果の事業化を推進。



地域の文化芸術・スポーツ活動の振興を通じた復興の推進

◆ スポーツ・レクリエーション活動を通じた、心身の健康の保持・増進と地域コミュニティの再生

◆ 被災地のニーズを把握し、文化芸術により被災地の復興を支援するコンソーシアムの創設

全国的な防災対策の充実・強化

◆ 防災教育の充実

「学校防災マニュアル(地震・津波)作成の手引き」を作成・配布し、地震・津波から子どもたちを守るための体制強化を支援。

◆ 学校施設の耐震化と防災機能の強化

学校が避難場所としても機能するよう、学校施設の耐震化(非構造部材を含む)や、備蓄倉庫・自家発電設備の整備など防災機能強化を支援。



第5節 原子力発電所事故への対応—放射線から子どもたちを守る

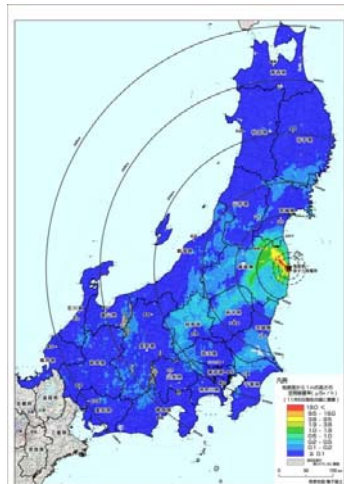
東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故に対し、モニタリング、除染等の研究、原子力損害賠償等の取組とともに、学校における線量低減など子どもたちを放射線から守るための取組を推進

放射線モニタリングの実施

- ◆ 原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを実施し、周辺地域の環境回復、子どもたちの健康や国民の安心・安全の確保に貢献

子どもたちが学校において受ける線量低減の取組

- ◆ 福島県内の学校の校庭等の放射線モニタリングの実施や、校庭等の土壌処理(除染)の支援、除染に関する専門家の派遣
- ◆ 学校給食に対する放射性物質の検査による、安全・安心の確保



放射線や原子力への理解を深めるための取組

- ◆ 学校における放射線等に関する教育の実施
- ◆ 放射線の健康影響等について説明し、住民の方々や学校関係者等への不安に対応する活動の推進



福島の再生・復興に向けた研究開発拠点の整備

- ◆ 放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点を整備し、福島県民の健康維持・増進に寄与
- ◆ 福島県が環境回復・創造技術の調査・研究や、除染や放射線に関する情報発信等を行うための拠点を整備し、環境の回復、安心して暮らせる地域の創造に寄与

原子力損害賠償への対応

- ◆ 原子力損害賠償紛争審査会における原子力損害の範囲の判定等の指針の策定
- ◆ 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の実施

第6節 人づくりから始まる創造的復興に向けて

東日本大震災への対応についての検証と教訓を踏まえた、今後の創造的復興に取り組む文部科学省の基本的考え方

- ◆ 東日本大震災の復旧・復興に関する取組についての検証
- ◆ 被災地の復興と新しい日本社会の創造を担う人づくりの視点
 - ・ 困難に直面しようとも、諦めることなく、状況を的確に捉えて自ら考え行動する力
 - ・ 新たな社会的・経済的価値を生み出すイノベーションの創造など、未来志向の復興・社会づくり、そのための人材育成
 - ・ すべての子ども・若者が安心して必要な力を身に付けていける環境整備
 - ・ 人々や地域間、各国間に存在するつながり(絆)や、人と自然の共生



第2部

文教・科学技術施策の動向と展開

文教・科学技術施策の年次報告として、主な内容を分野ごとに記述。

第1章 生涯学習社会の実現と教育政策の総合的推進

- 第1節 教育政策の総合的推進
- 第2節 国立教育政策研究所における研究・事業活動
- 第3節 地域の教育力の向上と社会教育の振興
- 第4節 家庭の教育力の向上と青少年の健やかな成長
- 第5節 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援
- 第6節 生涯学習・社会教育における現代的課題への対応

第2章 子どもたちの教育の一層の充実

- 第1節 新学習指導要領が目指す教育の実現
- 第2節 科学技術・理数教育の推進
- 第3節 外国語教育の充実
- 第4節 より良い教科書のために
- 第5節 暴力行為、いじめ、不登校の解決を目指して
- 第6節 一人一人の人権を尊重した教育
- 第7節 キャリア教育の推進
- 第8節 職業教育の推進
- 第9節 子どもの健康と安全
- 第10節 幼児期にふさわしい教育の推進
- 第11節 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- 第12節 国際社会で活躍する人材の育成
- 第13節 外国人の子どもたちに対する教育の充実
- 第14節 魅力ある高等学校づくり
- 第15節 幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実
- 第16節 魅力ある優れた教員の確保
- 第17節 地域に開かれた信頼される学校づくり

第3章 大学等の多様な発展

- 第1節 個性が輝く大学を目指して
- 第2節 高等教育の更なる発展に向けて
- 第3節 高度専門人材の養成
- 第4節 高等教育機関の多様な展開
- 第5節 学生に対する経済的支援の充実と学生の就業力の向上

第4章 私立学校の振興

- 第1節 私立学校に対する助成
- 第2節 私立学校振興方策の充実

第5章 科学技術・学術政策の総合的推進

- 第1節 科学技術・学術政策の展開
- 第2節 学術の振興
- 第3節 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現
- 第4節 我が国が直面する重要課題への対応
- 第5節 基礎研究及び人材育成の強化
- 第6節 社会とともに創り進める政策の展開

第6章 スポーツ立国の実現

- 第1節 「スポーツ基本法」の制定～50年ぶりの新たな基本法の制定～
- 第2節 「スポーツ基本計画」の策定
- 第3節 スポーツ施策の推進

第7章 文化芸術立国の実現

- 第1節 芸術創造活動の推進
- 第2節 映画・メディア芸術の振興
- 第3節 子どもたちの文化芸術活動と地域における文化芸術の振興
- 第4節 文化財の保存と活用
- 第5節 美術館・歴史博物館・劇場等の振興
- 第6節 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組
- 第7節 国語施策と外国人に対する日本語教育施策の推進
- 第8節 新しい時代に対応した著作権施策の展開
- 第9節 宗教法人制度と宗務行政
- 第10節 アイヌ文化の振興

第8章 国際交流・協力の充実

- 第1節 相互理解を深める国際交流
- 第2節 開発途上国への協力
- 第3節 科学技術外交の推進

第9章 情報通信技術の活用の推進

- 第1節 将来の情報社会を担う子どもたちのために
- 第2節 国民一人一人の多様な学習活動の機会の拡大に向けて
- 第3節 世界に誇れる国づくりに向けた人材育成と文化発信
- 第4節 電子政府の推進

第10章 安全で質の高い学校施設の整備

- 第1節 安全・安心な学校施設の整備
- 第2節 快適で豊かな施設環境の構築
- 第3節 未来を拓く教育研究基盤の形成

第11章 防災対策の充実

- 第1節 防災対策の充実
- 第2節 原子力防災対策

第12章 行政改革・政策評価等の推進

- 第1節 行政改革の推進
- 第2節 政策評価の実施
- 第3節 独立行政法人の評価